

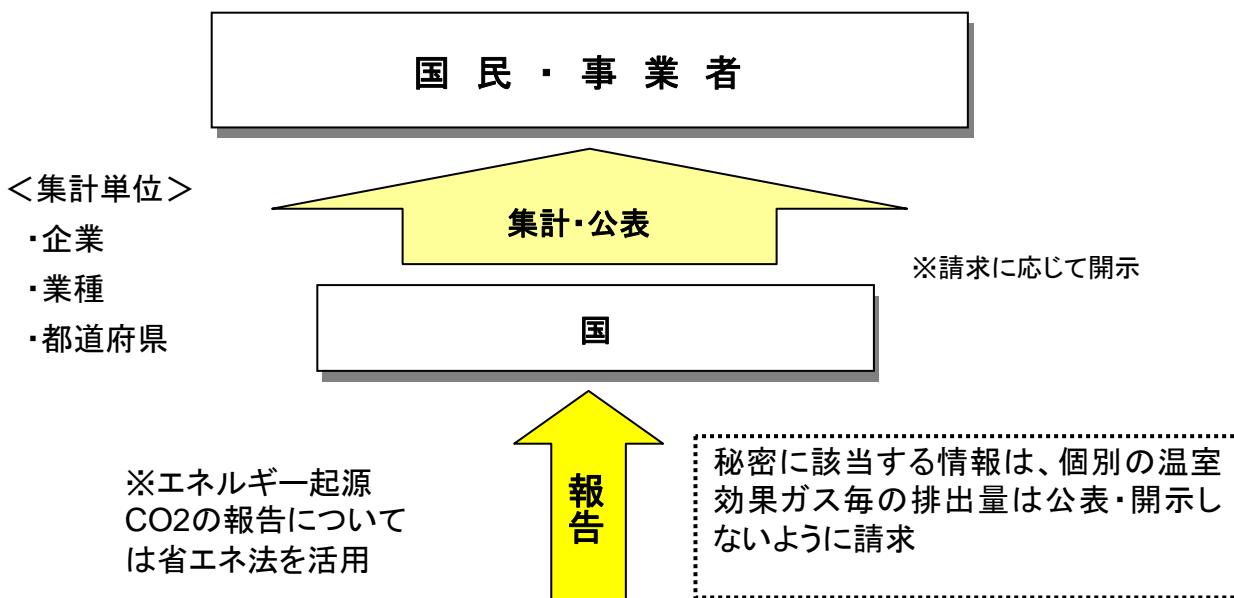
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について

法改正の概要

- 温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」を導入。
- 地球温暖化対策推進本部の所掌事務として、「長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整」を追加。

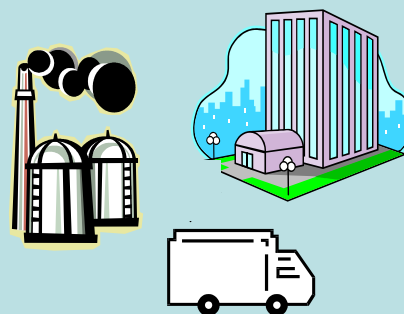
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の枠組み

- 趣旨
- ・排出者自らが排出量を算定することにより、自主的取組のための基盤を確立。
 - ・情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高める。
 - ・その際、秘密の保護は適切に措置することとする。



算定

- ・一定の裾きり量以上の温室効果ガスを排出する事業者等を対象
- ・産業、業務(公的部門を含む)、運輸部門が対象
- ・事業所単位(運輸部門は事業者単位)6ガスごとに算定



温室効果ガスの算定・報告・公表制度の概要

1. 背景

今年2月に法的拘束力のある約束を定めた京都議定書が発効したが、2002年度の我が国の総排出量は1990年比で7.6%増加しており、京都議定書の6%削減約束と合わせて13.6%もの削減が必要な状況となっている。

このような状況を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民が総力を挙げて地球温暖化対策を一層推進していくための基盤を整備する必要がある。

2. 制度の趣旨

- 温室効果ガスを一定量以上排出する事業者等に対して、温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務づけるとともに、国は報告されたデータを集計し公表する。
- これにより、排出者自らが排出量を算定することを通じ、自主的取組のための基盤を確立するとともに、情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高める。

3. 制度の概要

1. 対象ガス

- 京都議定書に定められた以下の6種類の温室効果ガスを対象とする。

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	21
一酸化二窒素	310
ハイドロフルオロカーボン	140～11,700
パーフルオロカーボン	6,500～9,200
六ふっ化硫黄	23,900

2. 対象となる事業者

- 報告をする事業者等の範囲を決める裾きりを設定（ガスごとに検討）。
- 産業、業務、運輸部門が対象（公的部門を含む）。
- 推計では、約7～8千社、1万数千事業所が対象となる見込み。

(1) エネルギー起源の二酸化炭素

- 省エネルギー法による
 - ・ 第1種及び第2種エネルギー管理指定工場
- 改正後の省エネルギー法による
 - ・ 特定貨物運送事業者、特定旅客輸送事業者、特定航空輸送事業者、特定荷主 を対象とする予定。

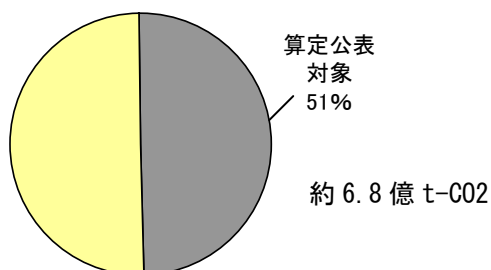
(2) 非エネルギー起源の二酸化炭素及びその他の5種類の温室効果ガス

その他の温室効果ガスを排出する事業者等についても、上記のエネルギー起源の二酸化炭素排出量に相当する量の裾きり値を設け、それ以上を排出する事業者等を対象とする。

制度のカバー率

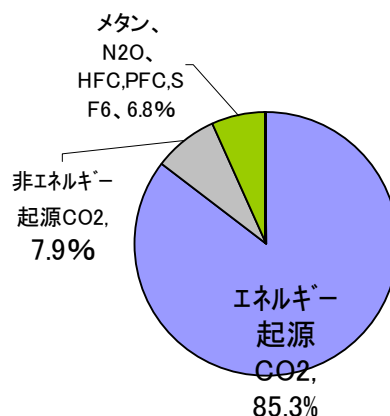
この算定・報告・公表制度によって、日本全体の排出量13億3千万t-CO₂のうち、約50%に当たる6億8千万t-CO₂をカバーする見込み。

総排出量に占める算定公表制度
のカバー率（推計）



日本の総排出量13億3千万t-CO₂

算定公表制度の対象の内訳（推計）



3. 報告・公表の内容等

(1) 報告の内容

- ・ ガスごとに算定した排出量と併せて、排出量の増減の状況、削減のための取組状況、原単位の排出量等、関連する情報を報告することができる。
- ・ 事業所単位（運輸部門は事業者単位）で報告する。

(2) 公表の内容

公表については、企業単位、業種単位、都道府県単位でそれぞれ6種類の温室効果ガスごとに集計した結果を国が公表する。

(3) 企業秘密の保護

事業者からの請求により、公表・開示に当たって適切に保護する。

(4) 開示

報告のあった事項について、企業秘密を除いたものを、請求に応じて国が開示を行う。

4. 報告のルート

- エネルギー起源の二酸化炭素については、省エネルギー法に基づく既存の燃料別使用量の定期報告のスキームを活用することにより、事業者の負担を軽減。

